

3 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示等)

第213条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資する認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第214条 指定福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 福祉用具貸与計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第212条第4項に規定する結果等の記録

(4) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第215条 第6条、第8条から第20条まで、第25条、第33条から第39条まで、第49条及び第91条の規定は、指定福祉用具貸与の事業、指定福祉用具貸与事業者及び指定福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通所介護従業者」とあるのは「第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具（第204条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第91条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第2項中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当福祉用具貸与

(定義)

第216条 この条例において「基準該当福祉用具貸与」とは、福祉用具貸与（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当居宅サービスをいう。

2 この条例において「基準該当福祉用具貸与事業者」とは、基準該当福祉用具貸与の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当福祉用具貸与事業所」とは、基準該当福祉用具貸与の事業を行う事業所をいう。

(基準該当福祉用具貸与の事業の基準)

第217条 基準該当福祉用具貸与の事業の従業者、設備及び運営の基準は、前節（第215条（第15条並びに第36条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第204条を除く。）中「指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「指定福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業者」と、「指定福祉用具貸与事業所」とあるのは「基準該当福祉用具貸与事業所」と、第204条中「指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下この節において「指定福祉用具貸与」という。）」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第215条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「内容及び」とあるのは「内容及び法定代理受領サービスに係る居宅介護サービス費の額」と、「並びに福祉用具の種目及び品名並びに」とあるのは「並びに福祉用具の種目及び品名」とする。

第13章 特定福祉用具販売

(基本方針)

第218条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下この章において「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け及び調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(サービスの提供の記録)

第219条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下この章において「指定特定福祉用具販売事業者」という。）は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第220条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供したときは、規則で定めるところにより、その販売費用の額等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(具体的な取扱方針)

第221条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売は、次

に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法及び販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る利用者の同意を得なければならないこと。
- (2) 販売する特定福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し点検を行わなければならないこと。
- (3) 利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法及び使用上の留意事項等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。
- (4) 指定特定福祉用具販売が居宅サービス計画に位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

(特定福祉用具販売計画)

第222条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。

- 2 特定福祉用具販売計画は、利用者に第204条に規定する指定福祉用具貸与の利用があるときは、第209条第1項に規定する福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 3 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第223条 指定特定福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 特定福祉用具販売計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第36条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第38条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第224条 第6条から第14条まで、第16条から第18条まで、第25条、第31条、第33条から第39条まで、第49条、第91条、第205条、第207条、第210条、第211条及び第213条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業、指定特定福祉用具販売事業者及び指定特定福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「通

所介護従業者」とあるのは「第224条において準用する第205条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第28条」とあるのは「第224条において読み替えて準用する第210条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う第218条に規定する特定福祉用具の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第91条第1項中「遭遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第2項中「研修」とあるのは「特定福祉用具に関する適切な研修」と、第207条第2項中「貸与」とあるのは「販売」と、第210条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第14章 雜則

(補則)

第225条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成12年4月1日前から引き続き存する有料老人ホーム（第182条に規定する有料老人ホームをいう。）であって、規則で定めるものにあっては、第179条第2項及び第197条第1項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

健康長寿課介護支援室

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第52号

介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 介護予防訪問介護
 - 第1節 介護予防訪問介護（第4条－第37条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第38条－第40条）
 - 第3節 基準該当介護予防訪問介護（第41条－第43条）
- 第3章 介護予防訪問入浴介護
 - 第1節 介護予防訪問入浴介護（第44条－第50条）
 - 第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第51条・第52条）
 - 第3節 基準該当介護予防訪問入浴介護（第53条・第54条）
- 第4章 介護予防訪問看護
 - 第1節 介護予防訪問看護（第55条－第61条）

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第62条－第64条）
第5章 介護予防訪問リハビリテーション
第1節 介護予防訪問リハビリテーション（第65条－第70条）
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第71条・第72条）
第6章 介護予防居宅療養管理指導
第1節 介護予防居宅療養管理指導（第73条－第78条）
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第79条・第80条）
第7章 介護予防通所介護
第1節 介護予防通所介護（第81条－第90条）
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第91条－第94条）
第3節 基準該当介護予防通所介護（第95条・第96条）
第8章 介護予防通所リハビリテーション
第1節 介護予防通所リハビリテーション（第97条－第103条）
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第104条－第106条）
第9章 介護予防短期入所生活介護
第1節 指定介護予防短期入所生活介護（第107条－第117条）
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第118条－第125条）
第3節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護（第126条－第135条）
第4節 基準該当介護予防短期入所生活介護（第136条－第139条）
第10章 介護予防短期入所療養介護
第1節 指定介護予防短期入所療養介護（第140条－第145条）
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第146条－第152条）
第3節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護（第153条－第156条）
第11章 介護予防特定施設入居者生活介護
第1節 指定介護予防特定施設入居者生活介護（第157条－第169条）
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第170条－第175条）
第3節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（第176条－第185条）
第12章 介護予防福祉用具貸与
第1節 介護予防福祉用具貸与（第186条－第194条）
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第195条－第197条）
第3節 基準該当介護予防福祉用具貸与（第198条・第199条）
第13章 特定介護予防福祉用具販売
第1節 特定介護予防福祉用具販売（第200条－第204条）
第2節 介護予防のための効果的な支援の方法（第205条－第207条）
第14章 雜則（第208条）
附則
第1章 総則
(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものとする。（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
(2) 介護予防サービス計画又は介護予防支援事業者 それぞれ法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画又は介護予防支援事業を行う者をいう。
(3) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
(4) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
(5) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。
2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。 （指定介護予防サービスの事業の一般原則）
3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常にその者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
第2章 介護予防訪問介護
第1節 介護予防訪問介護 (基本方針)
第4条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下この章において「指定介護予防訪問介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 （訪問介護員等）
第5条 指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防訪問介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。）を置かなければならない。 2 指定介護予防訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち

からサービス提供責任者を選任しなければならない。

(管理者)

第6条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(設備等)

第7条 指定介護予防訪問介護事業所には、規則で定めるところにより、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室又は区画を設けるとともに、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

(重要事項の説明等)

第8条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、規則で定めるところにより、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定介護予防訪問介護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければならない。

(サービス提供拒否の禁止)

第9条 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービスの提供が困難な場合の措置)

第10条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。第25条において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、当該利用申込者に対する他の適切な指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者に対し指定介護予防訪問介護を提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証によって、その者に係る被保険者資格（法第10条の被保険者の資格をいう。）並びに要支援認定（法第19条第2項に規定する要支援認定をいう。次条において同じ。）の有無及び有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用申込者の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第12条 指定介護予防訪問介護事業者は、要支援認定を受けていない者から利用の申込みがあったときは、その者が法第32条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない場合その他の場合であって、必要と認めるときは、当該利用者に係る法第

33条第2項の規定による要支援認定の更新の申請が、当該要支援認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第13条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（当該利用者の介護予防サービス計画を作成した者及び当該利用者に係る指定介護予防サービス等の担当者により構成する会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その者に係る他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第14条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第15条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が法第53条第1項の厚生労働省令で定める場合に該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に届け出ことなどにより介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第16条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（規則で定める計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第17条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望するときは、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分証明書)

第18条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等にその身分を証する書類を携行させ、初めて訪問するとき及び利用者又はその家族から求めがあったときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第19条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し指定介護予防訪問介護を提供したときは、その期日、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者が有する介護予防サービス計画を記載した書面等に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し指定介護予防訪問介護を提供したときは、当該提供したサービスの具体的な内容

等を記録するとともに、その者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報をその者に提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 指定介護予防訪問介護事業者は、規則で定めるところにより、利用者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び当該費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第21条 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の訪問介護員等の同居の家族が利用者である場合には、当該訪問介護員等に当該利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

(市町村への通知)

第22条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨及びその内容を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なく指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態を悪化させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって法による保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第23条 訪問介護員等は、利用者に指定介護予防訪問介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第24条 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第39条に定めるものほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議へ出席することなどにより、介護予防支援事業者等と連携を図ること。
- (4) 他の訪問介護員等に対し、利用者に係る具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、その者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 他の訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 他の訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 他の訪問介護員等に対する研修及び技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

こと。

(運営規程)

第25条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要な事項

(介護等の総合的な提供)

第26条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第27条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供することができるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定め、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第28条 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(重要事項の掲示)

第29条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第25条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、当該利用者又はその家族の同意を文書により得ておかなければならぬ。

(広告)

第31条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与の禁止)

第32条 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、これらの者が介護予防サービスの利用を希望する者に対して当該指定介護予防訪問介護事業者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情解決)

第33条 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に係る苦情に關し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又はその職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問介護に係る苦情に關し、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この条及び第162条において同じ。）が法第176条第1項第3号の規定により行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(市町村の事業への協力)

第34条 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者等からの相談に応じ必要な援助を行う者を派遣する事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 35条 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、その者の家族、その者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第36条 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事務所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 指定介護予防訪問介護事業者は、その従業者、設備、備品

及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。
 - (1) 介護予防訪問介護計画
 - (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 第22条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
 - (5) 第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第38条 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第39条 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護は、第4条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。
- (2) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防訪問介護計画を作成しなければならないこと。
- (3) サービス提供責任者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って介護予防訪問介護計画を作成しなければならないこと。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (5) 介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むに必要な支援を行わなければならないこと。
- (6) 慎切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

- (7) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。
- (8) サービス提供責任者は、利用者に対し介護予防訪問介護計画に基づくサービスを提供したときは、1月に1回以上、当該利用者の状態、その者に対するサービスの提供状況等について、その者に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づきサービスを提供している間に1回以上、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握を行うとともに、その結果を記録し、当該記録を前号の指定介護予防支援事業者に報告しなければならないこと。
- (10) サービス提供責任者は、前号の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行わなければならないこと。
- (11) 第1号から第4号までの規定は、前号の規定による介護予防訪問介護計画の変更について準用するものであること。

(留意事項)

第40条 指定介護予防訪問介護は、介護予防の効果を最大限にするという観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、規則で定める手続により把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供によるその課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めなければならないこと。
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3節 基準該当介護予防訪問介護

(定義)

第41条 この条例において「基準該当介護予防訪問介護」とは、介護予防訪問介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当介護予防サービスをいう。

2 この条例において「基準該当介護予防訪問介護事業者」とは、基準該当介護予防訪問介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当介護予防訪問介護事業所」とは、基準該当介護予防訪問介護の事業を行う事業所をいう。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第42条 基準該当介護予防訪問介護事業者は、当該基準該当介護予防訪問介護事業者の訪問介護員等の同居の家族が利用者である場合には、当該従業者に当該利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その提供をすることができる。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせている場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る介護予防訪問介護計画の実施状況等から、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(その他の基準)

第43条 前条に定めるもののほか、基準該当介護予防訪問介護の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、前2節（第15条、第21条、第26条並びに第33条第5項及び第6項を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第4条を除く。）中「指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、「指定介護予防訪問介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業者」と、「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護事業所」と、第4条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護（以下この章において「指定介護予防訪問介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第7条中「広さを有する専用の事務室又は」とあるのは「広さの」と、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とあるのは「及び内容」とする。

第3章 介護予防訪問入浴介護

第1節 介護予防訪問入浴介護

(基本方針)

第44条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、その者の身体の清潔の保持及び心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者)

第45条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この章において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。）

(2) 介護職員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

3 介護予防訪問入浴介護従業者のうち1人は、常勤でなければならない。

(緊急時等の対応)

第46条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、特定の医療機関との間で、利用者への医療の提供に關し当該医療機関の協力を得ることについて合意しておかなければならない。

2 介護予防訪問入浴介護従業者は、利用者に指定介護予防訪問入浴介護を提供している場合であってその者に病状の急変が生じたときその他必要な場合は、速やかに主治の医師又は前項の医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第47条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理、指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予

防訪問入浴介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第48条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 第25条第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事項

(2) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額

(3) サービスの利用に当たっての留意事項

(4) その他運営に関する重要な事項

(記録の整備)

第49条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第3号及び第4号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第50条 第6条から第20条まで、第22条及び第27条から第36条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業、指定介護予防訪問入浴介護事業者及び指定介護予防訪問入浴介護事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「第45条第1項に規定する介護予防訪問入浴介護従業者」と、第7条及び第28条第2項中「設備」とあるのは「浴槽その他の設備」と、第8条及び第29条中「第25条」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第51条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害するなどの不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(具体的な取扱方針)

第52条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴

介護は、第44条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければならないこと。

(2) 懇切丁寧に行なうことの旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行わなければならないこと。

(4) 1回の訪問につき、規則で定める従業者をもって行わなければならないこと。

(5) サービスの提供に用いる設備及び器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備及び器具その他の用品については、サービスを提供するごとに消毒したものを使用しなければならないこと。

第3節 基準該当介護予防訪問入浴介護

(定義)

第53条 この条例において「基準該当介護予防訪問入浴介護」とは、介護予防訪問入浴介護（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当介護予防サービスをいう。

2 この条例において「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」とは、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」とは、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業を行う事業所をいう。（基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の基準）

第54条 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、前2節（第50条（第15条並びに第33条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第44条を除く。）中「指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業者」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」と、「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」と、第44条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護（以下この章において「指定介護予防訪問入浴介護」という。）」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第50条中「第7条」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第7条中「広さを有する専用の事務室又は」とあるのは「広さの」と、同条と、「第48条」とあるのは「第48条」と、第19条第1項中「、内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」とあるのは「及び内容」とする。

第4章 介護予防訪問看護

第1節 介護予防訪問看護

(基本方針)

第55条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下この章において「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、その心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又